

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

サービス付き高齢者向け住宅とは

「サービス付き高齢者向け住宅」とは、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸等の住まいで、これは、国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者住まい法」に基づく制度です。(平成23年10月創設)

高齢者にふさわしいハード・・・バリアフリー構造、一定の面積、設備

安心できる見守りサービス・・・ケアの専門家による、安否確認サービス、生活相談サービス
住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける地域の福祉・医療・交流の拠点となることが望まれています。

<併設されることが望ましい施設・サービス>

デイサービスセンター、診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション・交流施設等

- ・専用部分床面積 18㎡以上 (最近は建築費高騰のため個室浴槽なしが多い)
- ・手すりの設置、段差のない床、廊下幅の確保
- ・国庫補助・・・建築費の1/10 (上限100万円/1戸)

他に税制優遇措置、融資制度もあります。

<サービス付き高齢者向け住宅事業を行うものの> 平成26年3月末現状

- ・株式会社設立 56% 医療法人設立 14% 有限会社設立 13% 社会福祉法人設立 9%
- ・介護系事業者が6割強を占め、次いで医療系事業者 16%、不動産業者 8%
- ・住宅個数では、10戸以上20戸未満 22% 20戸以上30戸未満が 25%、全体の8割が50戸未満
- ・専用部分の床面積・・・25㎡未満が7割以上
- ・提供されるサービス・・・95%で食事の提供されており併設施設から種々のサービス提供がある
- ・常駐するものは、ホームヘルパー2級以上の者が74%と最も多い (24時間常駐74%)

<費用> (特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの)

例：要介護3の場合

- ・入居時の費用 (敷金・礼金など) 30万円
- ・月額利用料 15万円
- ・介護保険 19万円自己負担 2万円
- ・その他の費用 1万円

(介護サービスを利用しない者は、介護保険料は必要ありません。)